



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

条例

○大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例……………(介護保険課)……5

規則

○大和高田市公印規則の一部を改正する規則……………(財産管理課)……5

○大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則……………(健康増進課)……5

○大和高田市消防団規則の一部を改正する規則……………(自治振興課)……5

○大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則……………()……6

○大和高田市会計規則の一部を改正する規則……………(会計課)……6

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(産業振興課)……10

○大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則……………(健康増進課)……10

○大和高田市立病院資格手当支給規則の一部を改正する規則……………(市立病院総務課)……10

○大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則……………(企画法制課)……11

○一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課)……12

○大和高田市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則……………()……42

○大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則……………(児童福祉課)……42

○大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(人事課)……42

訓令

○大和高田市地域包括ケアシステム構築会議設置要綱……………(地域包括支援課)……43

○大和高田市総合教育会議設置要綱……………(企画法制課)……44

○大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱を廃止する訓令……………(建築住宅課)……44

○大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令……………(企画法制課)……45

○大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱……………()……45

告示

○大和高田市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱の一部を改正する告示……………(保険医療課)……46

○大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示……………(児童福祉課)……49

○大和高田市業者選定等審査会要綱及び大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する告示……………(企画法制課)……50

○大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱の一部を改正する告示……………(産業振興課)……50

○大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定意見交換会設置要綱……………(企画法制課)……51

○6月市議会定例会の招集……………(財政課)……52

○公示送達……………(税務課)……52

○公示送達……………()……52

○職権による消除	（市民課）	53
○職権による消除	（ 〃 ）	53
○公示送達	（税務課）	53
○平成27年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）等の要領	（財政課）	54
○公示送達	（収納対策室）	59
○公示送達	（ 〃 ）	60
○放置自転車等の移動・保管	（生活安全課）	60
公告		
○高田中学校体育館・給食棟・エレベーター棟実施設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	（契約監理室）	61
○片塩中学校給食棟実施設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	64
○高田西中学校給食棟実施設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	66
○浮孔小学校児童ホーム設計・工事監理業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	69
○菅原小学校エレベーター棟実施設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	71
○消防設備定期点検業務（市内8小学校）に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	74
○消防設備定期点検業務（市内3中学校・市内6幼稚園・市内公立2認定こども園及び6保育所）に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	76
○特殊建築物定期調査業務及び建築設備定期検査業務（市内公立2認定こども園及び6保育所）に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	79
議会事務局		
○大和高田市議会会議規則の一部を改正する規則	（議会事務局）	82
教育委員会		
○児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則	（学校教育課）	82
○大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令	（教育総務課）	82
○大和高田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱	（学校教育課）	83
農業委員会		
○農業委員会7月定例委員会の招集	（農業委員会）	85
公営企業		
○指定給水装置工事業者の指定	（水道総務課）	86
○大和高田市水道事業窓口受付業務等委託に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	86
○配水管布設替工事・消火栓新設工事（出第1工区）に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	89
○配水管布設替工事・消火栓新設工事（西坊城）に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	91
○配水管布設替工事・消火栓新設工事（春日町1丁目）に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	94
○配水管布設替工事・消火栓新設工事（根成柿第1工区）に関する条件付き一般競争入札公告	（ 〃 ）	96
○配水管布設替工事（根成柿第2工区）に関する条件付き一般競争入札公		

告.....(水道総務課).....99

公布された条例のあらまし

◇大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」及び「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」の公布に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

2 改正の内容

第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を「35,160円」から「31,560円」に引き下げます。(第4条関係)

3 施行期日

公布の日

条 例

条例第21号

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年6月25日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市介護保険条例の一部を改正する条例

大和高田市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,680円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大和高田市介護保険条例第4条第3項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

規 則

規則第2号の3

大和高田市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月13日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市公印規則の一部を改正する規則

大和高田市公印規則（平成16年規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表専用公印14の項中「国民健康保険」の次に「及び後期高齢者医療保険」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規則第6号

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市妊婦健康診査実施規則の一部を改正する規則

大和高田市妊婦健康診査実施規則（平成21年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第7号

大和高田市消防団規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市消防団規則の一部を改正する規則

大和高田市消防団規則の一部を改正する規則（昭和36年規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3分団の項中「土庫3丁目1番25号」を「大字土庫165番地5」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第8号

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大和高田市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則（平成18年規則第37号の3）の一部を次のように改正する。

本則中「104,530円」を「104,570円」に、「56,720円」を「56,790円」に、「52,270円」を「52,290円」に、「28,360円」を「28,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

規則第11号

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第17条の7第1項中「第44条の2」の次に「、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）附則第4条」を加え、「同法第56条第3項に規定する額（以下「保育料」という。）」を「大和高田市子どものための教育・保育に関する利用者負担等を定める条例（平成27年条例第7号）に定める保育料」に改める。

第63条第2号中「医療用物品」の次に「、幼保連携型認定こども園給食用物品」を加える。

別表第1中「軽自動車税」の次に「・国民健康保険税」を加え、

「

市民課	課長	戸籍・住民基本台帳・印鑑証明及びその他証明書の発行及び閲覧等に係る手数料の収納 火葬場使用料に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	窓口係長
	参事	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

」を

「

市民課	課長	戸籍・住民基本台帳・印鑑証明及びその他証明書の発行及び閲覧等に係る手数料の収納 火葬場使用料に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	窓口係長
-----	----	--	------

」に、

「

まちづくり振興室 産業振興課	課長	農用地区域外証明等に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
	参事	大和平野土地改良区決済金に係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

」を

「

まちづくり振興室 産業振興課	課長	農用地区域外証明等に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
選挙管理委員会事務局	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
農業委員会事務局	課長	大和平野土地改良区決済金に係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

」に、

「

保育課	課長	保育料の収納 各保育所の利用料及び諸費等に係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	大和高田市保育所 条例施行規則（平成17年規則第1号）第14条第1項に規定する徴収職員に任命された者
-----	----	--	---

」を

「

保育課	課長	保育料の収納 各保育所及び幼保連携型認定こども園の使用料（保育料を除く。）及び諸費等に係る収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員
-----	----	--	------

」に、

保険医療課	課長	国民健康保険税及びその附帯金の収納 後期高齢者医療保険料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	保険係に所属する職員及び大和高田市国民健康保険税徴収嘱託員に関する規則（平成2年規則第4号）第3条第2項に規定する嘱託員 医療係長
-------	----	--	--

」を

保険医療課	課長	後期高齢者医療保険料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	医療係に所属する職員
-------	----	---	------------

」に、

「事務長」を「天満診療所係長」に、

建築住宅課	課長	市営住宅及びその附帯施設等に係る使用料の収納 市営住宅に係る敷金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員及び大和高田市営住宅等家賃徴収嘱託員に関する要綱（平成3年告示第11号）第3条第2項に規定する嘱託員
-------	----	--	--

」を

建築住宅課	課長及び参事	市営住宅及びその附帯施設等に係る使用料の収納 市営住宅に係る敷金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員及び大和高田市営住宅等家賃徴収嘱託員に関する要綱（平成3年告示第11号）第3条第2項に規定する嘱託員
-------	--------	--	--

」に、

契約監理室	課長	入札及び契約に係る保証金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
-------	----	---	--

」を

契約監理室	室長及び課長	入札及び契約に係る保証金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
-------	--------	---	--

」に、

教育総務課	課長	教育委員会職員等に係る福利厚生費及び所得税の取纏金の収納	
-------	----	------------------------------	--

		他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
--	--	------------------------------	--

」を

「

教育総務課	課長	教育委員会職員等に係る福利厚生費及び所得税の取纏金の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	保健給食係長
-------	----	--	--------

」に改め、

「事務係長」を削り、

「

生涯学習課	課長	中央公民館の運営に係る使用料及び手数料の収納 図書館の運営に係る使用料及び手数料の収納 葛城コミュニティセンターの運営に係る使用料の収納 各種教室及び講座の受講料 物品販売料 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	公民館配属の職員 図書館配属の職員
-------	----	---	----------------------

」を

「

生涯学習課	課長	中央公民館の運営に係る使用料及び手数料の収納 葛城コミュニティセンターの運営に係る使用料の収納 各種教室及び講座の受講料 物品販売料 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	生涯学習係に属する職員
-------	----	---	-------------

」に改める。

別表第2中

「

20 扶助費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書、支給明細書 扶助決定書写し	
--------	---------	-----------	----------------------	--

」を

「

20 扶助費	支出決定のとき	支出しようとする額	請求書、支給明細書 扶助決定書写し	支出負担行為兼 支出命令書による ことができる
--------	---------	-----------	----------------------	-------------------------------

」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第12号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

様式第1号から様式第5号までの規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第6号及び様式第7号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

規則第13号

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則（平成17年規則第18号）の一部を次のように改正する。
別表中肺がん検診の胸部エックス線検査の項中「300円」を「400円」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第14号

大和高田市立病院資格手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市立病院資格手当支給規則の一部を改正する規則

大和高田市立病院資格等手当支給規則（平成26年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「15,000円」を「35,000円」に改め、同項第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 放射線治療専門放射線技師 35,000円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の大和高田市立病院資格手当支給規則第3条の規定は、この規則の施行日（以下「施行日」という。）以後に行われる資格等を活用した業務に係る特殊勤務手当の支給につ

いて適用し、施行日前に行われた資格等を活用した業務に係る特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

規則第15号

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市行政組織規則の一部を改正する規則

大和高田市行政組織規則（平成20年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「企画法制係」を「企画法制グループ」に、「まちづくり・防災係」を「まちづくり推進係 防災係 市民交流センター準備係」に改め、「保護グループ 庶務係」の次に「生活困窮者自立支援係」を加え、「支援係」を「事務係 支援係」に、「国保グループ」を「国保係」に、「施設管理グループ」を「施設管理係」に改める。

第4条第1項企画政策部の部企画法制課の款企画法制係の項中「企画法制係」を「企画法制グループ」に改め、第19号を第20号とし、第8号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 総合教育会議に関する事。

第4条第1項企画政策部の部企画法制課の款観光企画調整係の項第3号中「係」を「グループ」に改める。

第4条第1項市民部の部まちづくり振興室自治振興課の款を次のように改める。

まちづくり振興室自治振興課

まちづくり推進係

- （1） 協働によるまちづくりに関する施策の企画及び総合調整に関する事。
- （2） 自治会との連絡調整に関する事。
- （3） まちづくり団体の支援に関する事。
- （4） 地域コミュニティ活動の推進及び支援に関する事。
- （5） ボランティア活動及び特定非営利活動に関する事。
- （6） 地縁による団体の認可に関する事。
- （7） きぼう号の運行に関する事。
- （8） 課内の他の係の補助に関する事。

防災係

- （1） 国民保護計画に関する事。
- （2） 地域防災計画に関する事。
- （3） 消防団及び奈良県広域消防組合との連絡調整に関する事。
- （4） 自衛官の募集に関する事。
- （5） 課内の他の係の補助に関する事。

市民交流センター準備係

- （1） 市民交流センターの準備に関する事。
- （2） 課内の他の係の補助に関する事。

第4条第1項福祉部の部保護課の款庶務係の項第2号中「他のグループ」を「他の係及びグループ」に改め、同款に次のように加える。

生活困窮者自立支援係

- （1） 生活困窮者の自立支援に関する事。
- （2） 課内の他の係及びグループの補助に関する事。

第4条第1項福祉部の部保育課の款保育所係の項を次のように改める。

保育所係

- (1) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の教育・保育計画の策定に関する事。
- (2) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園の管理及び運営に関する事。
- (3) 保育所及び幼保連携型認定こども園の利用に関する事。
- (4) 保育所及び幼保連携型認定こども園の保育料に関する事。
- (5) 私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園の指導及び助成に関する事。
- (6) 市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園に勤務する職員の服務等に係る事務手続に関する事。

第4条第1項保健部の部地域包括支援課の款を次のように改める。

地域包括支援課

事務係

- (1) 地域包括支援センター業務に係る経理に関する事。
- (2) 地域支援事業における任意事業に関する事。
- (3) 課内の他の係の補助に関する事。

支援係

- (1) 高齢者の包括支援施策の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 高齢者の総合相談及び課題解決の支援に関する事。
- (3) 介護予防マネジメントに関する事。
- (4) 包括的・継続的マネジメントに関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域包括支援センター業務に関する事。
- (6) 課内の他の係の補助に関する事。

第4条第1項保健部の部保険医療課の款及び同項環境建設部の部クリーンセンター企画整備課の款中「グループ」を「係」に改める。

第4条第2項第2号中「集中改革プラン」を「中期財政適正化フレーム」に改め、同項第3号中「認定こども園」の次に「の設置」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第16号

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和33年規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5イの表中「

33
34
34
34
35
35
35
36

36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

」を

「

34
34
35
35
36
36
37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45

」に、

「

69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75

75
76
77

」を

「

68
68
68
69
69
69
69
69
69
70
70
70
71
72
73
74
75

」に、

「

51
51
51
51
52
52
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
55

」を

「

50
50
50
50
50
50

51
51
51
51
51
51
51
51
51
51
51
51
51
51
52
52
52
52
53

」に、

「

30
30
30
31
31
31
32
32
32
32
32
33
33
33
33
33
34
34
34
34
35
35
35
35
36
36
36
37

」を

「

29
30
30
30
30
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
33
33
34
34
35

」に改める。

別表第5口の表中「

34
35
36
37
37
38
38

39
39
40

」を

「

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

」に、

「

58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
64
64
64
64
65
65
65
65

65
65
65
66
66
66
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
68
68
69

」を

「

57
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
61
61

6 1
6 2
6 2
6 2
6 2
6 2
6 3
6 3
6 3
6 3
6 3
6 4
6 4
6 4
6 4
6 4
6 5
6 5
6 5
6 5
6 5
6 5
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 6
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 7
6 8
6 8
6 8

」に、

「

1
1
1

	1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	
	16	
	17	
	18	
	19	
	20	
	21	
	22	
	23	
	24	
	25	
	26	
	27	
	28	
	29	
	30	
	31	
	32	
	33	
	34	
	35	
	36	
	37	
	38	
	39	
	40	
	41	
	42	
	43	
	44	
	45	
	46	
	47	
	48	

49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
62
62
62
62
63
63
63
63
64

」を

「

2
3
4
5
6
7
8

	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	
	16	
	17	
	18	
	19	
	20	
	21	
	22	
	23	
	24	
	25	
	26	
	27	
	28	
	29	
	30	
	31	
	32	
	33	
	34	
	35	
	36	
	37	
	38	
	39	
	40	
	41	
	42	
	43	
	44	
	45	
	46	
	47	
	48	
	49	
	50	
	51	
	52	
	53	
	54	
	55	
	56	

	57	
	57	
	58	
	58	
	59	
	59	
	60	
	60	
	61	
	61	
	61	
	61	
	62	
	62	
	62	
	62	
	63	
	63	
	63	
	63	
	63	
	63	
	63	
	63	
	63	
	63	
	64	
	64	
	64	
	64	
	64	
	64	
	64	
	64	
	64	
	64	
	65	
	65	
	66	
	66	
	67	
		」に、
		「
	26	
	27	
	28	

29
30
31
32
33
34
35
36
37

」を

「

25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31

」に改める。

別表第5ハの表中「

46
47
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
54
54
55
55
56

」を

「

45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
54
55

」に、

「

66
66
66
66
67
67
67
67
68
68
68
68
69
69
69
69
70
70
70
70
71

71
71
71
72

」を

「

65
66
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
69
69
69
70
70
70
71
71
71

」に、

「

1
1
1
1
2
3
4
5
6

	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	13	
	14	
	15	
	16	
	17	
	18	
	19	
	20	
	21	
	22	
	23	
	24	
	25	
	26	
	27	
	28	
	29	
	30	
	31	
	32	
	33	
	34	
	35	
	36	
	37	
	38	
	39	
	40	
	41	
	42	
	43	
	44	
	45	
	46	
	47	
	48	
	49	
	50	
	51	
	52	
	53	
	54	

55
56
57
58
59
60
61
61
62
62
63
63
64
64
65
66
67
68
69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
76
77
77
78
78
79
79
80
80
81
81
82
82
83

」を

「

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47

48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
69
70
70
71
71
72
72
73
73
74
74
75
75
76
76
77
77
78
78
78
78
79
79
79
79
80

80
80
80
80
80
80
80
80
80
80
80
80
80
80
80
80
81
81
81
81

」に、

「

21
22
23
24
25
25
26
26
27
27
28
28
29
29
30
30
31

」を

「

20
20
20

20
21
21
21
21
21
21
22
22
22
22
22
22
23
23
23

」に改める。

別表第5ホの表中「

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

」を

「

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

」に、

「

45

46
46
46
47
47
47

」を

「

46
46
47
47
48
48
49

」に、

「

41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49

」を

「

40
41
41
41
41
42

4 2
4 2
4 2
4 3
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 4
4 4

」に、

「

2 6
2 6
2 6
2 7
2 7
2 7
2 8
2 8
2 8
2 9
2 9
3 0
3 0
3 1
3 1
3 2
3 2
3 3

」を

「

2 5
2 5
2 5
2 6
2 6
2 6
2 6
2 6
2 6
2 7

27
27
27
27
27
28
28
28

」に、

「

13
13
13
13
14
14
14
14
15
15
15
15
16
16
16
16
17

」を

「

12
12
12
13
13
13
13
13
14
14
14
14
15
15
15

15
16
16

」に改める。

別表第5への表中「

86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
96
96
96
96

97
97
97
98
98
98
99
99
99

」を

「

85
86
86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
89
90
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93

93
94
94
94
94
95
95
95
95
96
96
96
96
97

」に、

「

86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93
93
94
94
94

95
95
95
96
96
96
97

」を

「

85
86
86
86
86
87
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
90
90
90
90
91
91
91
91
91
92
92
92
92
92
93
93
93

」に、

「

4 2
4 2
4 2
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 4
4 5
4 5
4 5
4 6
4 6
4 6
4 7
4 7
4 7

」を

「

4 1
4 1
4 1
4 2
4 2
4 2
4 2
4 2
4 2
4 2
4 3
4 3
4 3
4 3
4 3
4 3
4 3
4 4
4 4
4 4

」に、

「

37
38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49

」を

「

36
36
36
36
37
37
37
37
37
37
38
38
38
38
38
38
39
39
39

」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第17号

大和高田市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の職名等に関する規則（平成19年規則第22号）の一部を次のように改正する。
別表事務の項中「一般事務」の次に「、保育教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第19号

大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市児童手当事務処理規則の一部を改正する規則

大和高田市児童手当事務処理規則（平成24年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第3条中「「省令」」を「「府令」」に改める。

第4条から第12条まで、第13条第1項及び第2項並びに第14条中「省令」を「府令」に改める。

第15条第1項中「第22条の2」を「第20条」に改め、同条第2項中「省令」を「府令」に、「第22条の3」を「第21条」に、「第22条の4」を「第22条」に改める。

第16条第1項中「第22条の3」を「第21条」に改め、同条第2項中「省令」を「府令」に、「第22条の2」を「第20条」に、「第22条の4」を「第22条」に改める。

第17条第1項中「第22条の4」を「第22条」に改め、同条第3項中「第22条の2」を「第20条」に、「第22条の3」を「第21条」に改める。

様式第15号中「第22条」を「第20条」に改める。

様式第16号中「第22条の3」を「第21条」に改める。

様式第17号中「第22条の4」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

規則第20号

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和高田市職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第1号中「保育所における保育の実施」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

訓 令**訓令第7号**

大和高田市地域包括ケアシステム構築会議設置要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市地域包括ケアシステム構築会議設置要綱
(設置)

第1条 高齢者に対する支援の充実及び社会基盤の整備を進め、高齢社会対策の効率的かつ効果的な推進を図るため、大和高田市地域包括ケアシステム構築会議（以下「ケアシステム構築会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 ケアシステム構築会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域包括ケアシステム構築に係る重要事項に関すること。
- (2) 高齢社会の課題の解決に関すること。
- (3) 高齢社会対策の推進に係る調査、研究、計画の策定及び施策の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高齢社会対策に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 ケアシステム構築会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから市長が任命する。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、ケアシステム構築会議を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ケアシステム構築会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 ケアシステム構築会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、ケアシステム構築会議の会議に委員以外の職員その他関係人を出席させ、意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第6条 ケアシステム構築会議は、専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長、副部会長及び部会員は、委員のうちから会長が指名する。

(庶務)

第7条 ケアシステム構築会議の庶務は、保健部地域包括支援課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、ケアシステム構築会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

訓令第1号

大和高田市総合教育会議設置要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)

第1条の4第1項の規定に基づき設置する大和高田市総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項についての協議及び調整を行う。

- (1) 本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する事項
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議において構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により会議を非公開としたときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 総合教育会議の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

訓令第2号

大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱を廃止する訓令
大和高田市公営住宅長寿命化計画策定委員会設置要綱（平成26年訓令第11号）は、廃止する。
附 則
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

訓令第4号の2

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市決裁規程の一部を改正する訓令
大和高田市決裁規程（平成9年訓令第6号）の一部を次のように改正する。
別表第2の3の項第5号に次のように加える。
イ 市民交流センターの準備に関すること。
別表第2の4の項第1号に次のように加える。
（シ）生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）
別表第2の4の項第3号に次のように加える。
イ 生活困窮者自立支援法に関する事務のうち軽易なもの
別表第2の4の項第5号ア中「保育所」を「市立保育所及び市立幼保連携型認定こども園」に改める。
附 則
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

訓令第7号

大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年5月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要綱
（設置）
第1条 大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定について必要な事項を調査、検討を行うため、大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第2条 策定委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
（1） 地方人口ビジョン及び総合戦略の策定に関すること。
（2） その他総合戦略の策定に関し必要な事項の調査検討
（組織）
第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
（1） 副市長
（2） 教育長
（3） 企画政策部長
（4） 財務部長
（5） 市民部長
（6） 福祉部長
（7） 保健部長
（8） 環境建設部長

(9) 上下水道部長

(10) 市立病院事務局長

(11) 教育委員会事務局長

(12) 議会事務局長

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 策定委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 策定委員会の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

告 示

告示第23号

大和高田市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のよう定める。

平成27年3月2日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱の一部を改正する告示

大和高田市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱（平成4年告示第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市国民健康保険脳ドック検診補助金交付要綱

第1条中「要綱」を「告示」に、「人間ドック及び脳ドックによる健康診査（以下「人間ドック等」を「脳ドックによる検診（以下「検診」に、「人間ドック等補助金」を「脳ドック検診補助金」に改める。

第2条第1項中「すべて」を「全て」に改め、同項第1号中「30歳（脳ドックにあつては満40歳）」を「40歳」に改め、同項第3号中「納期限」を「申請時において納期限」に改め、同項第4号中「要綱」を「告示」に改める。

第3条中「人間ドック等」を「検診」に改める。

第4条第1項中「人間ドック等」を「検診」に、「8割」を「7割」に、「4万円」を「2万5千円」に改める。

第5条及び第6条中「人間ドック・脳ドック」を「脳ドック検診」に改める。

第7条第1項中「受診券を指定医療機関に提出するとともに、人間ドック等」を「検診を受診しようとする指定医療機関に予約を行い、当該指定医療機関が指定する日に受診券及び国民健康保険被保

険者証を提出して検診を受診するものとし、検診」に改め、「した額を」の次に「当該」を加え、同条第2項中「決定通知書に定められた日時に受診できない場合は」を「やむを得ない理由により検診を受診することができなくなったとき、又は受診券の交付日から1月以内に指定医療機関での予約手続を行わなかったときは」に改める。

第8条中「人間ドック等」を「検診」に改める。

第9条中「要綱」を「告示」に改める。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

大和高田市国民健康保険
【脳ドック検診】補助金交付申請書

保険証記号・番号	
受診者氏名	
生年月日	
住所	
電話番号	
世帯主名	

受診年月日	年 月 日	午前	時～	時
		午後	時～	時

交付要件（申請日時点において）		
① 受診者が満40歳以上の被保険者であること。（満 歳）		該・非
② 受診者が引き続き1年以上被保険者の資格があること。資格取得日	年 月 日	該・非
③ 国民健康保険税を完納している世帯の被保険者であること。		該・非
④ 同一年度内にこの補助金交付を受けていないこと。（前回受診 ）		該・非

上記のとおり、脳ドック検診の補助金交付を申請いたします。
 なお、受診後の医師の指導を遵守し、積極的に健康管理に努めます。

大和高田市長 殿

申請者 住 所

氏 名

(自署又は記名押印)

年 月 日

様式第2号(第6条関係)

大和高田市国民健康保険
 【脳ドック検診】補助金交付決定通知書

保険証記号・番号	
受診者氏名	
生年月日	
住 所	
電 話 番 号	
世 帯 主 名	

受診年月日	年 月 日	午前 時～ 時	午後 時～ 時

- 検診を受けようとする指定医療機関で受診日の予約手続を行ってください。
- ※ 受診日の予約手続は、下記交付日より1月以内に行ってください。
- 受診後は医師の指導を遵守し、積極的に健康管理に努めてください。

年 月 日

大和高田市長

様式第3号(第6条関係)

大和高田市国民健康保険
 【脳ドック検診】受診券

保険証記号・番号	
受診者氏名	
生年月日	
住 所	

電 話 番 号	
世 帯 主 名	

受 診 年 月 日	年 月 日	午前	時～	時
		午後	時～	時

- この受診券と国民健康保険被保険者証を持参して、予約した指定医療機関で受診してください。
- この受診券は、脳ドック検診を受診するための資格証ですので、受診日まで大切に保管して、万一、紛失された場合は、直ちにご連絡ください。

年 月 日

大和高田市 市長

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の大和高田市国民健康保険人間ドック等補助金交付要綱の規定は、この告示の公布の日(以下「公布日」という。)以後に交付申請したこの告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の受診について適用し、公布日前に交付申請した施行日以後の受診については、なお従前の例による。

告示第49号の2

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市 市長 吉 田 誠 克

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する告示

大和高田市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(平成16年告示第37号)の一部を次のように改正する。

第3条中第6号を第12号とし、第5号の次に次の6号を加える。

- (6) 准看護師
- (7) 管理栄養士
- (8) 栄養士
- (9) 歯科衛生士
- (10) 理容師
- (11) 美容師

様式第1号中

「

修業資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()
------	----------------------------------

」を

「

修業資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・准看護師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士・理容師・美容師・その他（ ）
------	---

」に

改める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

告示第50号の2

大和高田市業者選定等審査会要綱及び大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市業者選定等審査会要綱及び大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する告示

(大和高田市業者選定等審査会要綱の一部改正)

第1条 大和高田市業者選定等審査会要綱（平成14年告示第72号の2）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第12条第2項第1号中「、環境建設部理事」を削る。

(大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部改正)

第2条 大和高田市新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成25年告示第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

告示第52号

大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱の一部を改正する告示

大和高田市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱（平成22年告示第83号）の一部を次のように改正する。

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第2条第1号中「鳥獣に」の前に「鳥獣の管理を目的とした鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等のうち、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（平成26年環境省告示第133号）において定める」を加え、同条第2号中「奈良県鳥獣保護事業計画」を「奈良県鳥獣保護管理事業計画」に改める。

第4条第1項中「奈良県鳥獣保護事業計画」を「奈良県鳥獣保護管理事業計画」に、「シカ」を「ニ

ホンジカ」に、「サル」を「ニホンザル」に改める。

第5条第1号中「シカ」を「ニホンジカ」に、「サル」を「ニホンザル」に改める。

第8条第1項第3号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第67条で定める」を削る。

第9条第1項第3号中「シカ」を「ニホンジカ」に改め、同項第4号中「サル」を「ニホンザル」に改め、同条第2項中「サル」を「ニホンザル」に改める。

様式第1号及び様式第4号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第6号中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

様式第7号中「鳥獣保護員」を「鳥獣保護管理員」に改める。

様式第12号及び様式第13号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

様式第14号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この告示は、平成27年5月29日から施行する。

告示第64号の2

大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定意見交換会設置要綱を次のように定める。

平成27年5月1日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定意見交換会設置要綱

(設置)

第1条 大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定に向けて幅広い意見を求めるため、大和高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定意見交換会（以下「意見交換会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 意見交換会は、総合戦略の策定に関して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 意見交換会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市内で活動する各種団体の構成員
- (4) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 意見交換会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、意見交換会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 意見交換会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 意見交換会の会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、意見交換会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第6条 意見交換会の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

（委任）

第7条 この告示に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、会長が意見交換会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（会議の招集の特例）

2 この告示の施行後最初に行われる意見交換会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

告示第75号

平成27年6月15日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成27年6月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

告示第76号

平成27年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年6月8日

大和高田市長 吉 田 誠 克

記

1. この納税通知書の発送月日

平成27年4月10日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成27年4月30日

変更後 平成27年7月31日

3. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第77号

平成27年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵便により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課固定資産税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年6月12日

大和高田市長 吉 田 誠 克

記

1. この納税通知書の発送月日
平成27年4月10日
2. この公示送達により変更する納期限
変更前 平成27年4月30日
変更後 平成27年7月31日
3. 送達を受けるべき者
市役所前の掲示場に掲示済み

注) 地方税法第20条の2第3項の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第78号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成27年6月17日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成27年6月17日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第79号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令292号)第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成27年6月19日

大和高田市長 吉田誠克

記

1. 職権消除日 平成27年6月19日
2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み

告示第80号

平成27年度軽自動車税納税通知書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、財務部税務課市民税係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年6月19日

大和高田市長 吉田誠克

1. 納税通知書の発送年月日

平成27年5月1日

2. この公示送達により変更する納期限

変更前 平成27年6月1日

変更後 平成27年7月10日

3. 送達を受けるべき者

市役所前の掲示場に掲示済み

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第81号

平成27年6月議会において成立した次の予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成27年6月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成27年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成27年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成27年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成27年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
平成27年度大和高田市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度大和高田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ329,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,369,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為は、「第2表 債務負担行為補正」による

（地方債の補正）

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方交付税		6,833,000	61,925	6,894,925
	1. 地方交付税	6,833,000	61,925	6,894,925
13. 国庫支出金		4,187,138	102,426	4,289,564
	1. 国庫負担金	3,596,031	17,851	3,613,882
	2. 国庫補助金	515,529	84,575	600,104
14. 県支出金		1,394,512	17,549	1,412,061
	1. 県負担金	983,376	4,378	987,754
	2. 県補助金	298,786	13,171	311,957
19. 諸収入		233,331	2,700	236,031
	4. 雑入	217,556	2,700	220,256
20. 市債		1,834,600	144,700	1,979,300
	1. 市債	1,834,600	144,700	1,979,300
補正されなかった科目に係る額		8,557,419	0	8,557,419
歳入合計		23,040,000	329,300	23,369,300

(歳出)		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,056,840	19,825	2,076,665
	1. 総務管理費	1,480,041	14,125	1,494,166
	2. 徴税費	309,731	2,100	311,831
	3. 戸籍住民基本台帳費	89,434	3,600	93,034
3. 民生費		10,017,067	40,164	10,057,231
	1. 社会福祉費	4,485,605	35,214	4,520,819
	2. 児童福祉費	2,912,748	2,284	2,915,032
	3. 生活保護費	2,618,410	2,666	2,621,076
4. 衛生費		2,625,592	82,115	2,707,707
	1. 保健衛生費	902,786	1,676	904,462
	2. 清掃費	1,722,806	80,439	1,803,245
6. 農林水産業費		155,734	558	156,292
	1. 農業費	155,734	558	156,292
8. 土木費		1,923,812	176,075	2,099,887
	4. 都市計画費	1,400,932	176,075	1,577,007
9. 消防費		813,777	9,000	822,777
	1. 消防費	813,777	9,000	822,777
10. 教育費		2,081,157	1,563	2,082,720
	7. 保健体育費	318,315	1,563	319,878
補正されなかった科目に係る額		3,366,021	0	3,366,021
歳出合計		23,040,000	329,300	23,369,300

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)		
事項	期間	限度額
地域防災計画策定業務	平成28年度末まで	4,000

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
じん芥焼却場整備事業	千円 57,800	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
大和高田当麻線 街路事業	6,600	〃	〃	〃
計	64,400			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市再生整備事業	千円 230,300	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 310,600	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

平成27年度大和高田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成27年度大和高田市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,706,258千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 繰入金		537,283	1,958	539,241
	1. 一般会計繰入金	537,282	1,958	539,240
補正されなかった科目に係る額		9,167,017	0	9,167,017
歳入合計		9,704,300	1,958	9,706,258

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		117,201	1,958	119,159
	1. 総務管理費	100,045	1,958	102,003
補正されなかった科目に係る額		9,587,099	0	9,587,099
歳出合計		9,704,300	1,958	9,706,258

平成27年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,471千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,526,271千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		1,157,127	△17,512	1,139,615
	1. 介護保険料	1,157,127	△17,512	1,139,615
7. 繰入金		819,475	19,983	839,458
	1. 一般会計繰入金	799,966	19,983	819,949
補正されなかった科目に係る額		3,547,198	0	3,547,198
歳入合計		5,523,800	2,471	5,526,271

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		114,671	2,471	117,142
	1. 総務管理費	69,811	2,471	72,282
補正されなかった科目に係る額		5,409,129	0	5,409,129
歳出合計		5,523,800	2,471	5,526,271

平成27年度大和高田市後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度大和高田市の後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ915千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ678,315千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		218,142	915	219,057
	1. 一般会計繰入金	218,142	915	219,057
補正されなかった科目に係る額		459,258	0	459,258
歳入合計		677,400	915	678,315

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		34,593	915	35,508
	1. 総務管理費	33,111	915	34,026
補正されなかった科目に係る額		642,807	0	642,807
歳出合計		677,400	915	678,315

告示第83号

平成27年度固定資産税・都市計画税第1期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年7月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 この通知の発送年月日 平成27年5月26日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第84号

平成26年度国民健康保険税第7期及び随2期の督促状を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成27年7月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 この通知の発送年月日

平成26年度国民健康保険税第7期 平成27年2月20日

平成26年度国民健康保険税随2期 平成27年5月19日

2 送達を受けるべき者 市役所前の掲示場に掲示済み

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第85号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年7月1日

大和高田市長 吉田誠克

1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

2. 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量等

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成27年6月3日	道路	大和高田市大字築山地区	1	
平成27年6月8日	道路	大和高田市田井新町地区	1	
平成27年6月8日	道路	大和高田市日之出町地区	1	
平成27年6月8日	道路	大和高田市大字市場地区	1	
平成27年6月10日	道路	大和高田市北本町地区	1	
平成27年6月10日	道路	大和高田市大字曾大根地区	1	
平成27年6月16日	道路	大和高田市南今里町地区	1	
平成27年6月16日	道路	大和高田市大字野口地区	1	
平成27年6月19日	道路	大和高田市北本町地区	6	
平成27年6月23日	道路	大和高田市大字松塚地区	3	

平成27年6月23日	道路	大和高田市大字曾大根地区	1	
平成27年6月24日	道路	大和高田市大字田井地区	1	
平成27年6月25日	道路	大和高田市大字築山地区	1	
平成27年6月29日	道路	大和高田市磯野北町地区	1	

3. 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下臨時自転車保管所

4. 引取期間

告示の日から60日間。ただし祝日を除く。

5. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時。ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

6. 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア. 移動費 2,000円
 - イ. 保管費 1,000円。ただし、移動日から14日以内は無料

7. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

公告第57号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年6月9日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	高田中学校体育館・給食棟・エレベーター棟実施設計業務委託
2 業務対象場所	大和高田市 大中東町 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成27年12月25日（金）まで 基本設計は、平成27年10月30日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。

	<p>(6) (4) に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注の建築設計業務が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注の建築設計業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月10日(水)から平成27年6月15日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月16日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成27年6月10日(水)から平成27年6月15日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間</p>

質疑応答	平成27年6月10日(水)から平成27年6月19日(金)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成27年6月23日(火)午後5時まで
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年6月29日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年6月30日(火)午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	22,390,000円(消費税抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。

（４）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第58号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年6月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	片塩中学校給食棟実施設計業務委託
2 業務対象 場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成27年12月25日（金）まで 基本設計は、平成27年10月30日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加 資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>（１）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>（２）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（３）建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>（４）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（５）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>（６）（４）に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>（７）本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注の建築設計業務が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>（８）本公告の公告日から入札時点までの間に市発注の建築設計業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札 参加資格確 認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（１）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>（２）必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（１）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（１）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>（３）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>（４）受付期間 平成27年6月10日（水）から平成27年6月15日（月）まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>（５）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p>

	<p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月16日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成27年6月10日(水)から平成27年6月15日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月10日(水)から平成27年6月19日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月23日(火)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月29日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>

13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月30日（火）午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>4,230,000円（消費税抜き）</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第59号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年6月9日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	高田西中学校給食棟実施設計業務委託
2 業務対象場所	大和高田市 池田 地内
3 業務期間	<p>契約締結の日から平成27年12月25日（金）まで</p> <p>基本設計は、平成27年10月30日（金）まで</p>
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注の建築設計業務が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注の建築設計業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月10日（水）から平成27年6月15日（月）まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月16日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成27年6月10日（水）から平成27年6月15日（月）まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p>

	<p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月10日(水)から平成27年6月19日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月23日(火)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月29日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月30日(火)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p>
16 契約保	<p>免除します。</p>

証金	
17 最低制限価格	3,010,000円（消費税抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第60号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年6月9日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	浮孔小学校児童ホーム設計・工事監理業務委託
2 業務対象場所	大和高田市 中三倉堂2丁目 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成28年3月30日（水）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注の建築設計業務が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注の建築設計業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によ</p>

	<p>るものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月10日(水)から平成27年6月15日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月16日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布等	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成27年6月10日(水)から平成27年6月15日(月)まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月10日(水)から平成27年6月19日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月23日(火)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月29日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年6月30日（火）午前9時30分 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限価格	2,400,000円（消費税抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第61号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年6月9日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	菅原小学校エレベーター棟実施設計業務委託
2 業務対象場所	大和高田市 根成柿 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成27年11月30日（月）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに

<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計業務に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(7) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注の建築設計業務が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(8) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注の建築設計業務における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月10日（水）から平成27年6月15日（月）まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月16日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布等の期間 平成27年6月10日（水）から平成27年6月15日（月）まで。ただし、土曜日、及び日曜日を除きます。</p>

	<p>(2) 配布等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月10日(水)から平成27年6月19日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月23日(火)午後5時まで</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月29日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月30日(火)午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p>
16 契約保	<p>免除します。</p>

証金	
17 最低制限価格	1,670,000円（消費税抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第62号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年7月1日

大和高田市長 吉田誠克

1 業務名	消防設備定期点検業務（市内8小学校）
2 業務場所	大和高田市 旭北町他7 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成28年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿（建物管理業務）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>ア 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者</p> <p>イ 「消防設備点検資格者の第1種」、「第4類及び5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第7類」の資格を有する者</p> <p>ウ 「消防設備点検有資格者の第2種」、「第1類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第6類」の資格を有する者</p> <p>エ 「第1類、第4類及び第5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「第6類、第7類の消防設備士乙種」の資格を有する者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p>

	<p>(2) 必要書類として、入札参加資格要件 5 (3) に定める有資格者であることを証する写しを申請書と同時に提出してください。また5 (6) に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年7月2日(木)から平成27年7月6日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年7月7日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年7月2日(木)から平成27年7月6日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成27年7月10日(金)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 教育総務課</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成27年7月13日(月)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限</p>

	平成27年7月16日（木）午後5時まで
1 1 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年7月21日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 2 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1 3 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 4 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年7月22日（水）午後1時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 5 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 6 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1 7 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
1 8 最低制限基準比較価格	840,000円（税抜き）
1 9 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第63号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年7月1日	
大和高田市長 吉田 誠 克	
1 業務名	消防設備定期点検業務（市内3中学校・市内6幼稚園・市内公立2認定こども園及び6保育所）
2 業務場所	大和高田市 大中東町他16 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成28年3月31日（木）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿、又は大和高田市建物管理等に係る役務の提供競争入札参加資格者名簿（建物管理業務）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 次のいずれかの資格を有する者であること。</p> <p>ア 「消防設備点検資格者の第1種」及び「第2種」の資格を有する者</p> <p>イ 「消防設備点検資格者の第1種」、「第4類及び5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第7類」の資格を有する者</p> <p>ウ 「消防設備点検有資格者の第2種」、「第1類の消防設備士甲種又は乙種」及び「消防設備士乙種第6類」の資格を有する者</p> <p>エ 「第1類、第4類及び第5類の消防設備士甲種又は乙種」及び「第6類、第7類の消防設備士乙種」の資格を有する者</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(6) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、入札参加資格要件 5（3）に定める有資格者であることを証する写しを申請書と同時に提出してください。また5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年7月2日（木）から平成27年7月6日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結

参加資格の確認通知	<p>果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年7月7日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年7月2日(木)から平成27年7月6日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室(本庁舎南隣)</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成27年7月10日(金)</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 教育総務課</p>
10 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期日 平成27年7月13日(月)</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年7月16日(木)午後5時まで</p>
11 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年7月21日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
13 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収</p>

	します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
14 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年7月22日（水）午後1時40分 (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
15 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
16 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
17 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
18 最低制限基準比較価格	840,000円（税抜き）
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第64号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成26年7月1日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	特殊建築物定期調査業務及び建築設備定期検査業務（市内公立2認定こども園及び6保育所）
2 業務場所	大和高田市 内本町他7 地内
3 業務期間	契約締結の日から平成27年12月25日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の建築設計に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (5) (3)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者

	の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（5）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年7月2日（木）から平成27年7月6日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年7月7日（火）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書（仕様書）の配布	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年7月2日（木）から平成27年7月6日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（本庁舎南隣）</p>
9 前回の報告書の閲覧	<p>前回の報告書の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の日 平成27年7月10日（金）</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。また受付は午後3時30分までとします。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 教育総務課</p>
10 入札説	入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAX

明書(仕様書)についての質疑応答	Xで、次のとおり行います。 (1) 受付期日 平成27年7月13日(月) (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期限 平成27年7月16日(木) 午後5時まで
1.1 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年7月21日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1.2 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1.3 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1.4 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年7月22日(水) 午後2時 (2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1.5 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなった者のした入札
1.6 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
1.7 契約保証金	大和高田市契約規則第30条によるものとします。
1.8 最低制限基準比較価格	526,000円(税抜き)
1.9 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。

- (3) 入札者が1者となった場合であっても、開札は執行します。
- (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

議会事務局

議会規則第1号

大和高田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年6月25日

大和高田市議会

議長 西村元秀

大和高田市議会会議規則の一部を改正する規則

大和高田市議会会議規則(平成7年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第84条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会

教育委員会規則第8号

児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

児童ホーム設置条例施行規則の一部を改正する規則

児童ホーム設置条例施行規則(平成13年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条の表土庫児童ホームの項中「10人」を「40人」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

教育委員会訓令第4号

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令を次のように定める。

平成26年10月1日

大和高田市教育委員会

委員長 吉村博一

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱を廃止する訓令

大和高田市立学校給食調理業務プロポーザル選定委員会設置要綱(平成25年教育委員会訓令第3号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、告示の日から施行する。

教育委員会告示第11号の2

大和高田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和高田市教育委員会
委員長 吉村博一

大和高田市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8第2項の規定に基づき、国、都道府県及び市町村以外の者が法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）を行う場合の届出等について必要な事項を定めるものとする。

(事業の開始の届出)

第2条 本市において事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項の規定により、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の32の2第1項各号に掲げられる事項を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業開始届（様式第1号）により行うものとする。
(届出事項の変更等)

第3条 事業者は、届け出た事項に変更があったときは、法第34条の8第3項の規定により、変更の日から1月以内に、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定は、事業の休止の届出をした事業者が、休止していた当該届出に係る事業を再開した場合について準用する。

3 前2項の規定による届出は、放課後児童健全育成事業変更届（様式第2号）により行うものとする。

(事業の廃止又は休止の届出)

第4条 事業者は、当該届出に係る事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項の規定により、あらかじめ、省令第36条の32の3各号に掲げられる事項を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、放課後健全育成事業廃止（休止）届（様式第3号）により行うものとする。

(実績報告)

第5条 事業者は、毎年4月20日までに、前年度の事業の実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、放課後健全育成事業年次実績報告書（様式第4号）により行うものとする。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、事業の届出等に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

大和高田市教育委員会 殿

事業者
住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）
氏名（法人名及び代表者の氏名）

印

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を次のとおり開始するので、
届け出ます。

事業の内容	
経営者の氏名及び住所 （法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）	
職員の定数	職員数： 名（放課後児童支援員： 名、補助員： 名、 その他（事務職員等）： 名）
施設の種類	
施設の所在地	
建物その他設備の規模及び構造	専用区画： m ² [1人当たり： m ²] 合計： m ² その他： m ² 建物の構造： 造 建物の階数： 階建の 階
事業開始の予定年月日	

書類を添付	<input type="checkbox"/> 定款その他の基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 主な職員の氏名及び経歴（名簿等を添付） <input type="checkbox"/> 職務の内容（上記の名簿等に記載） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面（平面図等を添付） <input type="checkbox"/> 収支予算書及び事業計画書（ただし、教育委員会がインターネットを利用してこれらの内容を閲覧できる場合は、添付不要）
-------	--

様式第2号（第3条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

大和高田市教育委員会 殿

事業者
住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）
氏名（法人名及び代表者の氏名）

印

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、届け出ます。

施設の名称	
施設の所在地	

変更する事項 （該当する事項の番号に○）	1 事業の種類及び内容	7 施設の名称
	2 経営者の氏名及び住所	8 施設の種類
	3 定款その他の基本約款	9 施設の所在地
	4 運営規程	10 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
	5 職員の定数及び職務内容	11 事業開始の予定年月日
	6 主な職員の氏名及び経歴	12 その他（ ）
変更内容 （「変更する事項」欄において○をした番号に応じて記載）	変更前	
	変更後	
事業変更年月日		

【備考】

変更する事項により、必要な書類を添付

様式第3号（第4条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

大和高田市教育委員会 殿

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の氏名）

印

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、届け出ます。

施設の名称	
施設の所在地	
経営者の氏名及び住所	
事業廃止又は休止の年月日	
休止予定期間 （該当する場合のみ）	
廃止又は休止の理由 （具体的に）	
現に便宜を受けている児童に対する措置 （具体的に）	

農業委員会

農業委員会告示第6号

大和高田市農業委員会7月定例委員会を次のとおり招集する。

平成27年6月26日

大和高田市農業委員会

会長 松田 榮 義

記

日時 平成27年7月10日（金）午後3時

場所 市役所 3階 東会議室

議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第4条規定による申請の件

第3号 農地法第5条規定による申請の件

第4号 その他

公営企業

水道事業告示第5号

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業管理規程第2号）第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成27年7月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
ヒガシ設備工業	東 直正	奈良県香芝市今泉661-15
森本設備機器株式会社	森本 真一	大阪府松原市丹南六丁目576-1
株式会社YC工業	洞 利男	奈良県五條市大沢町1208-1

水道事業公告第3号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年6月4日

(水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠 克

1 業務名	大和高田市水道事業窓口受付業務等委託
2 業務場所	大和高田市が指定した場所
3 履行期間	平成27年8月1日から平成28年7月31日まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市物品等競争入札参加資格者登録名簿の役務の提供等において窓口受付業務等に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

	<p>なされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(4) 過去10年以内（平成17年4月1日から公告まで）に給水人口5万人以上の水道事業体で次の①から③の業務を連続して1年以上（履行中のものを含む。）受託した実績を有する者であること。</p> <p>① 水道料金の調定、納入の通知及び収納業務</p> <p>② 水道料金の滞納整理業務（給水停止業務を含む。）</p> <p>③ 水道開閉栓業務（量水器の引き上げ、設置を含む。）</p> <p>2 個人情報を取り扱うための下記資格のいずれかを有する者であること。</p> <p>イ ISO/IEC27001</p> <p>ロ プライバシーマーク</p> <p>(5) 入札日において、大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (2)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 必要書類として、</p> <p>① 5(4)の受託実績を証する契約書及び業務仕様書の写し等</p> <p>② 個人情報を取り扱うための資格を証するものの写し</p> <p>③ 5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を、(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月10日（水）から平成27年6月12日（金）まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大東町5-22 大和高田市上下水道部庁舎2階 水道総務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月15日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の配布等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成27年6月10日（水）から平成27年6月12日（金）まで。ただし、</p>

	<p>正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大東町5-22 大和高田市上下水道部庁舎2階 水道総務課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質問書の様式は、任意とします。)</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月10日(水)から平成27年6月16日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市上下水道部 水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月21日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月29日(月)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市上下水道部庁舎 水道総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月30日(火)午前11時</p> <p>(2) 場所 大和高田市上下水道部庁舎3階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に4に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格内で最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保	<p>免除します。</p>

証金	
17 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>
<p>水道事業公告第4号</p> <p>次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。</p> <p>平成27年6月10日</p> <p style="text-align: right;">（水道事業管理者） 大和高田市長 吉田誠克</p>	
1 工事名	配水管布設替工事・消火栓新設工事（出第1工区）
2 工事場所	大和高田市 出 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年10月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページ</p>

	<p>に掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月11日(木)から平成27年6月16日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月17日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年6月11日(木)から平成27年6月16日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月11日(木)から平成27年6月19日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月22日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p>

	不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
1 1 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
1 2 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
1 3 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年6月26日（金）午前9時 (2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
1 4 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
1 5 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
1 6 契約保証金	免除します。
1 7 最低制限基準比較価格	10,710,000円（消費税等抜き）
1 8 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
1 9 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
2 0 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

水道事業公告第5号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年6月10日

（水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠 克

1 工事名	配水管布設替工事・消火栓新設工事（西坊城）
2 工事場所	大和高田市 西坊城 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年9月30日（水）まで

4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月11日（木）から平成27年6月16日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月17日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>

8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年6月11日(木)から平成27年6月16日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月11日(木)から平成27年6月19日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月22日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月26日(金)午前9時10分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点におい</p>

	て5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	10,260,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとしします。

水道事業公告第6号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成27年6月10日

(水道事業管理者)

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	配水管布設替工事・消火栓新設工事(春日町1丁目)
2 工事場所	大和高田市 春日町1丁目 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年9月30日(水)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとしします。 (1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事(水道)に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (8) (5)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。 (9) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。 (10) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月11日（木）から平成27年6月16日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月17日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年6月11日（木）から平成27年6月16日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
<p>9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月11日（木）から平成27年6月19日（金）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月22日（月）午後5時まで</p>

	回答は、原則質問者に対してのみ行います。
10 入札書の提出方法	入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。 (1) 期限 平成27年6月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。 (2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 (3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成27年6月26日(金) 午前9時20分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	9,270,000円(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるところとします。

水道事業公告第7号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告

<p>します。</p> <p>平成27年6月10日</p> <p style="text-align: right;">(水道事業管理者) 大和高田市長 吉田 誠 克</p>	
1 工事名	配水管布設替工事・消火栓新設工事（根成柿第1工区）
2 工事場所	大和高田市 根成柿 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年9月30日（水）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査を受けた日まで）でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、（1）の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月11日（木）から平成27年6月16日（火）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結

参加資格の確認通知	<p>果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月17日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年6月11日(木)から平成27年6月16日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月11日(木)から平成27年6月19日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月22日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月26日(金)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p>

	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	8,630,000円（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によるところとします。

水道事業公告第8号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成27年6月10日

（水道事業管理者）

大和高田市長 吉田誠克

1 工事名	配水管布設替工事（根成柿第2工区）
2 工事場所	大和高田市 根成柿 地内
3 工事期間	契約締結の日から平成27年10月30日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 平成27年度大和高田市競争入札参加資格者名簿の管工事（水道）に登録されている者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者を配置することができる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者

	<p>の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当するものでないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査を受けた日まで)でない者であること。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、(1)の申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 平成27年6月11日(木)から平成27年6月16日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成27年6月17日(水)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成27年6月11日(木)から平成27年6月16日(火)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市水道事業庁舎 3階会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成27年6月11日(木)から平成27年6月19日(金)まで</p> <p>(2) 受付時間</p>

	<p>午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成27年6月22日(月)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成27年6月25日(木)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 環境建設部契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成27年6月26日(金)午前9時40分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限基準比較価格	<p>6,410,000円(消費税等抜き)</p>
18 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
19 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>

20 その他	<ul style="list-style-type: none">(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。(3) 入札者が3者に満たない場合は、開札を中止します。(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によるものとします。
--------	---